

福井市企業局告示第17号

告示の訂正について

令和3年福井市企業局告示第15号により告示した下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づく告示内容について一部誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和3年7月21日

福井市企業管理者 前田和宏

	訂正内容
訂正前	2 下水を排除し、及び処理すべき区域 流域関連公共下水道福井第1処理分区 羽水2丁目、3丁目、上六条及び上細江町の各一部
訂正後	2 下水を排除し、及び処理すべき区域 流域関連公共下水道福井第1処理分区 羽水3丁目、上六条町及び上細江町の各一部